

第 5 5 号議案

足立区安全安心ステーション設置条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区安全安心ステーション設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区安全安心ステーション（以下「安全安心ステーション」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることにより、区民等との協働・協創のもと、区内における防犯活動を推進するとともに、地域の防犯意識を向上させ、もって区民等の安全安心な生活に資することを目的とする。

(設置)

第 2 条 安全安心ステーションを次のとおり設置する。

名称	位置
足立区六町駅前安全安心ステーション	東京都足立区六町四丁目 1 番

(事業)

第 3 条 安全安心ステーションは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯に係る相談に関すること。
- (2) 区の区域内における見守り等に関すること。
- (3) 区民等の自主防犯活動の支援に関すること。
- (4) 区民等に対する防犯意識の啓発に関すること。
- (5) 地域防犯の向上に係る区民等との協働・協創に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するため、区長が必要と認める事項に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

(提案理由)

足立区安全安心ステーションを設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。